

所管部課名	学校教育課							
事務事業名	甑アイランドウォッキング事業							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要領 甑アイランドウォッキング事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成27年度 予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容				
	3,950 千円	千円	千円	3,950 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	甑アイランドウォッキング事業への参加児童数		全4年（一部3年生）児童参加	平成32年度				
成果指標②	甑アイランドウォッキング事業に参加した児童へのアンケート調査結果 「また行きたい」		100%	平成32年度				
補助対象者	本土区域の4年生（一部3年生）の保護者							
補助対象経費	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甑島への渡航代金							
補助対象事業・活動の内容	甑アイランドウォッキング事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input type="checkbox"/> その他			
補助金額又は 補助率	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甑島への渡航代金から児童一人当たり1500円を減じた額とし、予算で定める範囲内							
上記項目の 積算方法	本土及び離島におけるバスの借上げ料と甑島への渡航代金から児童一人当たり1500円を減じた額							
補助 過を 受け かる 年事 の決 算團 状体 況等の 等の	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	1,692,647	38.4%	874,118	37.1%	1,659,691	39.0%
		会費収入	1,692,647	38.4%	874,118	37.1%	1,659,691	39.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,709,913	61.6%	1,484,052	62.9%	2,591,953	61.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	4,402,560	100.0%	2,358,170	100.0%	4,251,644	100.0%	
	支出	事業費	2,709,913	100.0%	1,484,052	100.0%	2,591,953	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
計		2,709,913	100.0%	1,484,052	100.0%	2,591,953	100.0%	
支出計/前年度支出計				54.8%		174.7%		
自己資金/前年度自己資金				51.6%		189.9%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	25		12		18			
成果指標の推移①	833		436		821			
成果指標の推移②	96.8		97.9		97.2			
特記すべき事項等	【前回評価】 平成24年度「継続」補助対象者が適当であるか検討すべき。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市小学生のふるさと薩摩川内市に対する理解と全体像の体感をねらいとしているものであり、甑島を含めた薩摩川内市的一体感の醸成に寄与しているものと考える。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	社会科における薩摩川内市を理解する体験的な活動であり、必要性は高い。保護者の負担軽減を図り、すべての児童に甑島を訪問させることは、児童（市民）に甑島の価値ある自然や伝統文化に対する理解を深め、本市の一体感に大きく役立っていると考える。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	訪れたほぼすべての児童が「また訪れたい」と回答しており、今後の甑島の振興にも大きく寄与するものと考える。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業が学校単位で行われており、訪れる島（上島・下島）や活動計画も学校ごとに異なるため、各学校にある団体に補助した方が妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本土及び離島における公共交通機関の利用料金（バスの借上げ料と甑島への渡航料金）から児童一人当たり1500円を減じた額であり、補助額も妥当であると考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永久的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	遠足相当分の自己（保護者）負担をしており、当該団体が全て自己資金で実施することは、資金面から保護者負担が増えることになり困難である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該団体は、各学校ごとに設置されており、あらゆる面で学校を支援していることから公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	薩摩川内市民としての一体感を醸成するという目標に照らして、当該補助金の交付が最も妥当な政策手段であると考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領により経費が明確に規定されており、目的に照らして公費を充てることは妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	«今後の改革の方向性»	外部評価結果	«視点別評価»	
	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続		公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	
	<input type="checkbox"/> 見直しの上で継続		必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	
	⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合		有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	
⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合			適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	
⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合			«今後の改革の方向性»	
<input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			<input type="checkbox"/> 現状のまま継続	
<input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			<input type="checkbox"/> 見直しの上で継続	
⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合			⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合	
<input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			<input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管	
<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			<input type="checkbox"/> 休止	
<input type="checkbox"/> 廃止			<input type="checkbox"/> 廃止	
«上記方向の理由»			«まとめ»	
ふるさと薩摩川内を知り、体験する有意義な活動である。				
«改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画»				

甑アイランドウォッチング事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる甑アイランドウォッチング事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甑アイランドウォッチング事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 甑アイランドウォッチング事業補助金の交付を申請した、川内地域、樋脇地域、入来地域、東郷地域及び祁答院地域（以下「本土区域」という。）の小学校が単独又は合同で計画する、一日遠足等の機会を活用して甑島区域を訪問し、学術的にも価値のある豊かで美しい自然や、伝統文化にふれる活動等を行うことにより、ふるさと薩摩川内を深く理解する学習の充実と、児童の健全な育成を図るものであること。
- (2) 本土区域の小学校の甑島区域への一日遠足等による訪問計画（以下「甑アイランドウォッチング事業」という。）の達成に資することが明白であること。
- (3) 甑アイランドウォッチング事業の対象が、小学校第4学年の児童であること。ただし、複式学級の場合には、第3学年の児童についても対象とする。

(補助金の額)

第3条 甑アイランドウォッチング事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額から、保護者負担額（児童1人当たり1,500円）を差し引いた額とする。

(補助対象経費)

第4条 甑アイランドウォッチング事業補助金は、次の各号に掲げる項目であって、甑アイランドウォッチング事業の実施に要する経費について交付する。

- (1) 各小学校と串木野新港又は川内港間の往復に要する経費（バス借上料）
- (2) 串木野新港又は川内港と甑島区域の港間の往復の交通費（船舶運賃）
- (3) 甑島区域内における移動のための経費（バス借上料）

2 甑アイランドウォッチング事業を宿泊が伴う計画とした場合には、宿泊により生じる一切の経費については補助の対象としない。ただし、日帰りで計画していた事業が、天候の急変又は船舶の予測し得ない故障等により、やむを得ず宿泊を伴うことになったと教育委員会が認める場合には、参加した児童に係る宿泊経費相当額を補助対象経費とすることができるものとする。

(交付の申請)

第5条 甑アイランドウォッチング事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年12月28日とする。

(交付の基準)

第6条 甑アイランドウォッチング事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に甑アイランドウォッチング事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甑アイランドウォッチング事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 甑アイランドウォッチング事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 甑アイランドウォッチング事業への参加児童数
 - (2) 甑アイランドウォッチング事業に参加した児童へのアンケート調査結果
- （補助事業者等の責務）

第9条 甑アイランドウォッチング事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。